

## 議事要旨（6）収益認識専門委員会における検討状況（IASB 公開草案対応）について

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、収益認識専門委員会において、IASBの公開草案「顧客との契約から生じる収益」（以下ED）に対するコメント（2010年10月22日期限）を検討している旨が説明された。本EDは広範の企業に影響を与えることから、これまでも国際会計基準審議会との共同会議や同審議会主催のアウトリーチを通じて内容の確認や意見表明を実施しているところであり、専門委員会では実務への対応可能性や理論上の有用性も踏まえコメントの検討を行っていることも説明された。引き続き中條シニア・プロジェクト・マネージャーより、審議事項（6）－1及び（6）－2に基づいて、EDの概要及び具体的なコメント案の内容に関する説明が行われた。

説明の後、委員等からの発言等は次のようなものであった。

- ・ある委員より、EDのコンセプトが厳格すぎる印象があり、作成者の事務作業の煩雑さと、これにかかるコストが増えることが懸念されるが、現行の基準に基づく実務でも十分有用な情報を提供できていること、また運用上の解釈の余地を残すべきであるとのコメントがあった。これに対し事務局からは、その一方でEDの記載内容ではガイダンス等の解釈の幅が大きいと考えられるため、その明確化を求める方向で検討を行っている旨のコメントがあった。
- ・あるオブザーバーより、EDの基準化により影響を受ける会社がどのくらいあるのかとの質問があった。これに対し事務局から、現行のIFRSと比較して大半の会社に大きな影響はないものと推測するが、大きな影響が予想される企業にとって、EDの提案が現行からの改善であるのかどうかという評価を行うことが重要と考えている旨のコメントがあった。
- ・ある委員より、個々のビジネスモデルのレベルにおいては、EDの基準化による影響は大きいのではないかと懸念するので、EDへのコメントを検討する際には、現場の作成者等の意見を十分反映すべきとのコメントがあった。これに対し事務局からは、個々のビジネスモデルのレベルで本EDを検討することが重要であるが、コメントに当たっては現行の日本基準との差異とIAS18号との比較に分けて考える必要がある旨のコメントがあった。
- ・あるオブザーバーより、EDの第30項（d）及び第31項については、支配概念のもとで工事進行基準の適用を可能とするための条項であるから、この点についてコメントをする際には、工事進行基準の適用が困難とならないような提案が必要である旨のコメントが

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

あった。また、財務報告の利用者の意見として、EDの第43項での提案のように一定の条件のもとで顧客の信用リスクを取引価格に反映するよりは、取引価格（収益）には影響を与えず、売掛金の評価に反映するほうが、利用者にとっては得られる情報が多く情報価値が高いと考えられていること、また開示についてはEDの第78項で提案されている長期契約にかかる満期分析の開示は必要性が高いと考えられている一方で、第75項で提案されている契約資産、負債に関する調整表については重要な場合のみ開示すれば足りるとの意見があることが紹介された。これに対し事務局からは、第78項による開示については、作成者による見積もりが必要であり、恣意性を含むなど開示の有用性が損なわれる懸念があるとのコメントがあった。

以上